

# 有価証券の時価等情報（単体）

有価証券関係

(単位 百万円)

## 平成21年度中間期

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

### 売買目的有価証券

種 類	平成21年度中間期（平成21年9月30日現在）	
	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	53	0

### 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種 類	平成21年度中間期（平成21年9月30日現在）		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
社債	399	392	△ 6
その他	16,932	15,156	△ 1,776
合 計	17,332	15,549	△ 1,783

(注) 時価は、中間期末日における市場価格等に基づいております。

### その他有価証券で時価のあるもの

種 類	平成21年度中間期（平成21年9月30日現在）		
	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
株式	3,394	4,315	920
債券	257,959	263,457	5,498
国債	157,897	161,849	3,951
地方債	37,442	38,085	642
社債	62,618	63,522	904
その他	55,815	53,930	△ 1,885
合 計	317,169	321,703	4,534

- (注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当中間期における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について235百万円、時価のない株式について0百万円であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したのものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。
- (追加情報)
- 変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、合理的に算定した価額をもって中間貸借対照表計上額としております。
- これにより、市場価額をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は3,362百万円、「その他有価証券評価差額金」は2,004百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は1,358百万円減少しております。
- 変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

### 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

種 類	平成21年度中間期（平成21年9月30日現在）
満期保有目的の債券	
私募事業債	6,062
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	36
関連法人等株式	26
その他有価証券	
非上場株式	719
出資証券(投資事業組合)	50

## 平成22年度中間期

### 満期保有目的の債券

	種 類	平成22年度中間期 (平成22年9月30日現在)		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,230	2,235	5
	その他	—	—	—
	小 計	2,230	2,235	5
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,215	2,190	△ 24
	その他	15,950	14,561	△ 1,389
	小 計	18,165	16,751	△ 1,413
合 計		20,395	18,987	△ 1,408

### 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成22年9月30日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (中間貸借対照表計上額 子会社・子法人等株式36百万円、関連法人等株式26百万円) は市場価格がなく、時価を算定することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

### その他有価証券

	種 類	平成22年度中間期 (平成22年9月30日現在)		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,884	1,138	745
	債券	221,509	216,339	5,170
	国債	119,954	117,412	2,542
	地方債	43,708	42,481	1,226
	社債	57,846	56,445	1,401
	その他	26,001	24,947	1,054
	小 計	249,395	242,425	6,970
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,794	2,108	△ 313
	債券	64,368	64,662	△ 293
	国債	48,738	48,981	△ 243
	地方債	7,292	7,318	△ 25
	社債	8,337	8,362	△ 25
	その他	18,808	21,692	△ 2,883
	小 計	84,972	88,463	△ 3,491
合 計		334,367	330,888	3,479

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	平成22年度中間期 (平成22年9月30日現在)
	中間貸借対照表計上額
株式	719
その他	42
合 計	761

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 減損処理を行った有価証券

有価証券 (売買目的有価証券を除く。) で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当中間期における減損処理額は、160百万円 (うち、時価のある株式108百万円、時価を把握することが極めて困難と認められる株式0百万円、事業債50百万円) であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(追加情報)

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、一昨年の金融市場の混乱により市場価格が理論価格と大幅に乖離があったことから時価とみなせない状態にあると判断し、平成20年度中間会計期間末からは従来の市場価格に替え、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としておりましたが、当中間会計期間末においては、市場価格と理論価格が乖離した状態が1年以上継続していること及びその乖離が縮小傾向にあるため、市場価格を時価とみなすことが相当と判断し、市場価格をもって中間貸借対照表計上額としております。

これにより、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、有価証券は2,878百万円、その他有価証券評価差額金は1,715百万円それぞれ減少し、繰延税金資産は1,162百万円増加しております。

## 金銭の信託関係

(単位 百万円)

### 運用目的の金銭の信託

種 別	平成21年度中間期 (平成21年9月30日現在)		平成22年度中間期 (平成22年9月30日現在)	
	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,000	—	3,000	—

### 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

### その他の金銭の信託

該当ありません。

## その他有価証券評価差額金

(単位 百万円)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

種 類	平成21年度中間期 (平成21年9月30日現在)	平成22年度中間期 (平成22年9月30日現在)
評価差額	4,534	3,479
その他有価証券	4,534	3,479
その他の金銭の信託	—	—
(△) 繰延税金負債	1,714	1,255
その他有価証券評価差額金	2,819	2,223

## デリバティブ取引情報

### 平成21年度中間期

- (1) 金利関連取引…該当ありません。
- (2) 通貨関連取引

平成21年度中間期 (平成21年9月30日現在)

(単位 百万円)

区 分	種 類	契約額等	時 価	評価損益
店 頭	為替予約	242	240	1
	合 計	—	240	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

- (3) 株式関連取引…該当ありません。
- (4) 債券関連取引…該当ありません。
- (5) 商品関連取引…該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引…該当ありません。